



ねんきんのこと 知っとこ

今月のテーマ

今は、どうしても保険料がおさめられない…②

前号に引き続き「保険料の納付に困ったら免除制度」についてお知らせします。

① 先月「多段階免除」の話を読んだけれど免除となる期間はいつまで。

! 免除承認期間は7月から翌年の6月までです。次の年度も保険料の納付が困難な場合7月に改めて申請手続きが必要です。ただし、申請が遅れても7月までさかのぼって免除が認められます。

・市役所に申請してから社会保険事務所で所得審査を行いますので、2か月程度はかかりますが、ハガキで「承認」または「却下」の通知書が送られてきます。

② 免除の申請を「継続申請」できるように聞いたことがあります。

! 全額免除と若年者納付猶予は、申請時に「継続申請」を希望すると、翌年度からは本人の申請手続きが不要になります。ただし、この場合申請者本人の所得の申告をしていなければ、「審査できませんでした」の通知が届き却下となります。その場合、通知書を持参して市役所（年金係）へお越しください。

③ 免除承認された期間の年金はもらうときにどうなるの。

! 免除期間分の老後の年金額は追納がなければ減額されます。

・免除（学生納付特例と若年者納付猶予を含みます）を承認された期間の保険料については、10年以内であれば後日納めることができます。この場合、2年以内であれば当時の保険料額を、2年を越えた期間は年数に応じた利子相当額を加えた額を納付する必要があります。

・免除が認められても、全額免除以外の人は減額された保険料の納付が必要です。納め忘れると、未納扱いとなってしまいますのでご注意ください。

④ 免除期間分の年金額は追納できなかつたらどうなるの。

! 追納がない場合の老後の年金（老齢基礎年金）額

全額免除		3分の1を受給
4分の3免除		2分の1を受給
半額免除	3分の2を受給	
4分の1免除	6分の5を受給	

▽障害や遺族となったとき、保険料の未納期間が加入期間の3分の1を超えていないことや初診日（障害基礎年金の請求時）や死亡日前（遺族基礎年金の請求時）の直前の1年間に未納期間がないことが必要です。そのためにも保険料を納付するか、免除申請を行い未納期間をなくしましょう。

■問合先 市民課年金係 ⓑ (内線370、268)

～会社・役場などを退職した場合～

国民年金の加入手続きと保険料納付をお忘れなく！

日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての人は、公的年金に加入することになっています。

60歳未満で厚生年金や共済組合をやめた場合は、14日以内に住所地の市町村役場の国民年金担当窓口で、国民年金に加入の手続きをして、国民年金保険料を納付することになります。

なお、あなたに扶養されている配偶者がいれば、国民年金の種別変更の手続きが必要となります。

手続きおよび納付方法については、市役所市民課年金係窓口または大和高田社会保険事務所までお問い合わせください。

国民年金は、国が責任をもって安全・確実に運営しており、老後は生涯にわたって老齢年金を受け取ることができます。また、老後だけではなく、けがや病気で障害が残ったり、生活を支えている一家の働き手を亡くした場合は、障害年金や遺族年金があります。不測の事態に備えるためにも、未加入・納め忘れを避けなくてはなりません。

■問合先

五條市役所市民課年金係 ☎22・4001 (内線370、268)

大和高田社会保険事務所 ☎0745・22・3531

〒635-8531 大和高田市幸町5番11号